

宇和島市窓口キャッシュレス決済等
導入業務仕様書

令和3年9月

宇和島市市民環境部市民課

1 業務名

宇和島市窓口キャッシュレス決済等導入業務

2 業務目的

宇和島市（以下「市」という。）では、証明書等交付窓口キャッシュレス決済サービスを導入することにより、多様な支払方法の提供による市民の利便性の向上及び職員の収納業務効率化を図るとともに、手数料等支払時の接触機会の低減を図り、今般の新型コロナウイルス感染症に係る新しい生活様式を実践することを目的とする。

3 業務期間

本業務の期間は、以下のとおりとするが、窓口キャッシュレス決済等の導入は現在建設中の新庁舎を予定しているため、当該建設工事の進捗状況によって変更する場合がある。

- (1) 初期導入時作業：契約締結の日から令和4年2月28日
- (2) 指定代理納付業務：利用開始日（令和4年3月上旬を予定）から

4 業務内容

証明書等交付窓口における POS レジ端末及びキャッシュレス決済端末の調達並びに証明発行手数料等におけるキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付業務

5 調達機器の機能仕様等

5-1. POS レジ端末ほか一式（台数については2台）

(1) 機能仕様

①POS レジスター

ア ディスプレイは、職員側及び来庁者側双方に「取扱商品名」、「支払額」の表示が可能であり、利用者側に表示される「精算・支払」等の表示をタッチ後に収納する形式とできること。

イ テンキーは、タッチパネル方式又はディスプレイから独立した直置き式であること。

ウ 親機と子機として連携ができること。

エ 光回線対応機種であること。

オ 売上に係る集計及び管理にあたりクラウド型システムを使用する場合の通信は、有線によって行うこと。

②卓上型 QR コードリーダー

QR コード読み取りでのキャッシュレス決済ができること。

③精算機能

ア 取扱商品、支払方法別の自動集計機能を有すること。

イ ジャーナルデータの CSV 等データ出力機能を有し、取引記録がデータ化可能であること。

ウ 調達する2台の POS レジスターにおける売り上げデータが合算できること。

エ 既設プリンターに接続が可能であり帳票印刷が可能であること。

オ 開庁時間途中での仮精算機能を有すること。

カ 自動釣銭機の故障時はPOS部分のみの運用が可能であること。また、取扱証明書名・支払金額の登録が可能であること。

キ 搭載するOSは、最新であるとともに、最低5年間の運用を想定していることから、OSのバージョンアップ等にも柔軟に対応できること。

ク キャッシュレス決済端末に連動可能なものであること。

④自動釣銭機

ア 最大収納容量について、紙幣は一万円紙幣100枚以上、五千円紙幣100枚以上、千円紙幣200枚以上であること。硬貨は500円硬貨100枚以上、その他の硬貨120枚以上であること。

イ 紙幣は、回収カセットにより回収できること。

ウ 一回に投入できる紙幣の枚数は20枚以上であること。

エ 新規発行が予定されている硬貨及び紙幣への改修対応が容易であること。

(2) 付帯作業

POSレジ端末ほか一式の調達には、次の作業を含むものとする。また、作業において不明な点がある場合には、市担当者との十分な調整・協議及び合意したうえで実施すること。

①設置

ア 機器の納入、POSレジスターの設定及び各機器の調整

イ 上記アにおいて、納品前に必ず現地調査を行うとともに、市担当者との設置場所等を確認すること。

ウ 機器等は各構成部品が一体となって正常に稼働する状態で設置・納入すること。

エ 5-2のとおり調達するキャッシュレス決済端末との連動に必要な設定及び各機器の調整

オ 自動釣銭機は、来庁者が利用可能な向きで設置すること。

カ 納品物は、転倒、転落等がないよう安全策を講じること。

キ 納品は、納入期限までの日にちで市が指定する日に行うため、閉庁日（土曜日、日曜日又は祝日）においても納品対応が可能なこと。

②研修

ア 市が指定する期間において、市職員への操作研修を行うこと。また、障害発生時の対処方法及び各種集計業務等の研修を市職員に行うこと。

イ 操作方法に係るマニュアルを作成し、市に納品すること。

(3) 保守

ア 導入後、開庁時間において操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。

イ PC障害が起こった場合、現地において、PC障害の復旧からOS及びPOSのインストール並びにバックアップデータの復旧まで行うこと。

ウ 自動釣銭機については、オンサイト保守による対応とすること。

エ 障害発生時の対応とその連絡方法など、サポート体制を明確にすること。

(4) その他

ア 調達する物品は新品であること。

イ 導入時の各種設定内容及び設置については、市担当者との打合せのうえ決定すること。

- ウ 60 か月の運用を想定した売上に係る集計及び管理システム使用に係るライセンス料並びに POS レジスター及び自動釣銭機の保守に要する経費を含むこと。
- エ 端末 1 台につきレシートプリンター用ロール紙を 10 巻以上含むこと。

5-2. キャッシュレス決済端末ほか一式（台数については 2 台）

(1) 機能仕様

ア 下記ブランドのクレジットカード及びコード決済（以下「クレジットカード等」という。）については必須対応とする。なお、この他のクレジットカード等に係るブランドについては提案によるものとする。

（必須対応）

- ・クレジットカード
「VISA」、「Master card」及び「JCB」
- ・コード決済
「PayPay」、「auPAY」及び「d払い」

- イ 運用開始後の決済方法及び決済ブランドの追加について対応可能な仕組みを有すること。
- ウ レジスターとキャッシュレス決済端末で金額入力 of 二度打ちが発生しないこと。
- エ 5-1 のとおり調達する POS レジ端末と有線にて連動が可能であること。
- オ コード決済については CPM 方式（ストアスキャン方式）であること。また、来庁者自身でスキャンできるよう設置し、固定すること。ただし、上記エの連動により POS レジ端末側で対応できる場合は、この限りでない。
- カ 光回線対応機種であること。
- キ 耐久性があり清潔感が保持できるもので、卓上コンパクト型であること。
- ク 取引明細レシート出力機能を有すること。また、用紙については、サーマル印字方式であり、オートカット機能を有すること。ただし、上記エの連動により POS レジ端末に接続されているレシートプリンターから取引明細レシートが出力される場合は、この限りでない。
- ケ 用紙の交換等が簡便で随時可能であること。
- コ 決済端末の表示画面でも、決済承認済が確認可能であること。
- サ 回線障害に対応するデータ蓄積機能やセキュリティ対策を有すること。
- シ 決済センターとの通信は、有線によって行うこと。

(2) 付帯作業

キャッシュレス決済端末ほか一式の調達には、次の作業を含むものとする。また、作業において不明な点がある場合には、市担当者と十分な調整・協議及び合意したうえで実施すること。

①設置

- ア 機器の納入、キャッシュレス決済端末の設定及び各機器の調整
- イ 上記アにおいて、納品前に必ず現地調査を行うとともに、市担当者と設置場所等を確認すること。
- ウ 機器等は各構成品が一体となって正常に稼働する状態で設置・納入すること。
- エ 5-1 のとおり調達する POS レジ端末との連動に必要な設定及び各機器の調整

オ 納品は、納入期限までの日にちで市が指定する日に行うため、閉庁日（土曜日、日曜日又は祝日）においても納品対応が可能なこと。

②研修

ア 市が指定する期間において、市職員への操作研修を行うこと。また、障害発生時の対処方法及び各種集計業務等の研修を市職員に行うこと。

イ 操作方法に係るマニュアルを作成し、市に納品すること。

(3) 保守及び運用

ア キャッシュレス決済端末の運用上、必要な利用環境を提供すること。

イ キャッシュレス決済端末は、原則として 24 時間 365 日利用できるものとする。

ウ 導入後、開庁時間において操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。

エ 故障、劣化、その他事故がある場合には、受注者の責任において速やかに対処すること。

オ 障害発生時の対応とその連絡方法など、サポート体制を明確にすること。

カ キャッシュレス決済端末において障害が発生した場合は、速やかに調査・復旧作業を実施すること。また、必要に応じて本市担当者へ連絡すること。

キ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

ク 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策を取っていること。

ケ 収納情報データを蓄積し、随時、市に情報提供することが可能であること。

コ 市による金額の入力間違い等によるクレジットカード等利用者への訂正連絡については、受注者は最大限の協力をすること。

サ 利用者に対し、クレジットカード等での支払いが可能であることを案内するため、取扱ブランドのアクセプタンスマークを受注者の負担により提示すること。なお、取扱ブランドに変更が生じた場合は、その都度対応すること。

(4) その他

ア 調達する物品は新品であること。

イ 導入時の各種設定内容及び設置については、市担当者と打合せのうえ決定すること。

ウ 端末 1 台につきレシートプリンター用ロール紙を 10 巻以上含むこと。

6 指定代理納付業務

(1) 指定代理納付業務の対象となる収入及び当該収入の令和 2 年度実績

別紙「決済対象一覧」のとおり

※法律・条例等の改正等により取り扱う収入が変更となった場合は、その都度変更すること。

(2) 指定代理納付で取り扱うブランド

ア 下記ブランドのクレジットカード等については必須対応とする。なお、この他のクレジットカード等に係るブランドについては提案によるものとする。

(必須対応)

・クレジットカード

「VISA」、「Master card」及び「JCB」

・コード決済

「PayPay」、「auPAY」及び「d払い」

イ 運用開始後の決済方法及び決済ブランドの追加について対応が可能であること。

(3) 指定代理納付の方法

ア 受託者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による宇和島市の指定代理納付者となること。

イ キャッシュレス決済した収納金については、毎月末日を締日として集計し、翌月の末日までに一括して宇和島市が指定する口座に振り込むこと。また、各月の振込日の 5 営業日前までにキャッシュレス決済した収納金の内訳明細を交付すること。

ウ 全てのブランドの立替金の納付は一元的に取りまとめること。

エ 各月分の収納金は 1 回払いのみとする。

オ キャッシュレス決済による収納金を振り込む際の手数料は受託者の負担とすること。

カ 宇和島市における歳入歳出予算の執行手続きの観点から、収納額から決済手数料を差し引かずに宇和島市に納付すること。

(4) 指定代理納付行為に対する取扱手数料

ア 決済手数料は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 決済手数料については、受託者からの請求に基づき各月ごとに一括で支払うものとする。

ウ 取扱手数料の料率について消費税の課税・非課税を示すこと。

エ 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以後における上記ウの消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する。

オ 各ブランドにおける最低決済件数は設けないものとする。

7 機密の保持

ア 受注者及び受託者（以下「受注者等」という。）は、本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。

イ 上記アの事項に違反し、本市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。

8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、宇和島市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 11 号）及び市の定めた「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

9 留意事項等

ア 受注者等は、市の契約及び宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号）に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。

イ 本仕様書の内容に違反し、市に損害を与えた時は、受注者等は、市と協議の上その損害を賠償しなければならない。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、市と受注者等が協議して決定する。

エ 契約履行上の疑義については、市と受注者等とが協力して解決すること。